

兵庫県後期高齢者医療広域連合告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合の公金の収納事務の一部を取り扱わせる金融機関を指定したので、同条第8項の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月1日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

みなと銀行を兵庫県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関に指定する。